

## おわりに

霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策工の整備により、植生面積は、整備前の約 7ha から整備後 5 年で約 16ha に増加し、種数においても沈水植物を除き、1970 年代と同程度以上の再生をみました。また、整備した植生生育場も概ね安定するなど、一定の成果や知見が得られ、今般、中間評価としてとりまとめるに至りました。

かつての霞ヶ浦には、抽水植物よりも沖側の深い箇所に沈水植物が多く繁茂していました。沈水植物は、霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策工で整備したワンド内で一時的に再生しましたが、後に抽水植物により被陰され減退し、かつてのような沖側での沈水植物の再生は達成できませんでした。評価検討会委員からは、沖側で再生しなかった理由の一つとして透明度の向上等、湖内の水質浄化が重要であるとのご意見も頂きました。

水質の問題については、湖内対策のみならず、栄養塩類負荷の大部分を占める流域からの流入負荷低減のさらなる推進等、流域全体で長期的な視点に立った水質改善対策が必要であることが言えます。そのために、当面は平成 19 年 3 月に策定された第 5 期の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に則った水質改善対策を実施していくことが重要であると考えています。

また、物理的環境（水深・波浪・沿岸流等）と植生生育の境界（限界）の関係の究明など、本中間評価に盛り込めなかった事項については、現場状況等を精査し、引き続き順応的管理を実践していきたいと考えています。

今般とりまとめられた湖岸植生帯の緊急保全対策工の中間評価を、今後の湖岸植生帯の保全・再生対策等の整備に役立てたいと考えています。

最後に、「霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会」の委員の皆様には熱心な議論とご指導を頂き、感謝申し上げます。また、評価検討会の前身であり、緊急保全対策の方法を導いてくださった「霞ヶ浦の湖岸植生帯の保全に係る検討会」の委員の皆様にも改めて感謝申し上げます。